

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 18 年 7 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市交通局は、地下鉄 8 号線各駅壁面の「ホーロー鋼板」を使用した仕上げ工事を行ったが、平成 17 年度の工事に際してメーカー 2 社が価格協定や特定販売店の指定等を行い、その結果、それまで 1 m<sup>2</sup>当たりの単価が 75,000 円だったものが 92,000 円と 2 割以上つり上げられた。交通局がこれを黙認し高値で契約締結したことは、違法不当なものであり、単価の差額に工事面積を乗じた 87,210,000 円の返還を求める。

また、平成 17 年 7 月 29 日に実施された地下鉄 8 号線各駅仕上げ工事全体の入札においても、その落札率は予定価格の 96.8%以上であり、入札参加業者の辞退などにより 2～3 社の入札になっている場合も多く、到底公正な競争が行われたとは考えられない。正当な競争が行われていれば、最低制限価格に近い落札価格になることが一般的に明らかであり、また公正な競争が行われていれば、予定価格の約 20%引きの落札になることは長野県などの例でも示されていることから、落札価格と最低制限価格との差額、あるいは少なくとも予定価格の 20%の返還を求める。

#### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事

実（以下「当該行為等」という。）を対象とし、その対象が、他の事項から区別して認識することができるように、個別的、具体的に摘示・特定されていることを要するところ、本件請求においては、交通局がメーカー２社あるいはそれらの特定販売店と直接に「ホーロー鋼板」を使用した工事契約を締結した旨主張していると解さざるを得ないが、そのような契約は事実として締結されておらず、請求の特定どころか、そもそも請求の対象が存在しない。

また、住民監査請求においては、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすべきところ、本件請求においては、本市が契約した各駅仕上げ工事の入札時における予定価格の積算単価が２割以上つり上げられた旨主張していると解したとしても、請求人が比較する２つの工事は、見積り時期、工事場所・箇所・状況、仕様等が明らかに異なり、比較の対象となるべきものではなく、違法性又は不当性を具体的な理由をもって摘示しているとは言えない。

さらに請求人は、地下鉄８号線各駅仕上げ工事全体の入札契約に関して、正当な競争が行われていれば、最低制限価格に近い落札価格になることが一般的に明らかである、あるいは公正な競争による入札が行われていれば、長野県などの例でも示されているように予定価格の約２０％引きの落札になる旨主張しているが、それらは一般論や仮定論、他の地方自治体の例を挙げて主観的に思料されるものにとどまり、違法性又は不当性を具体的な理由をもって摘示しているとは言えない。

以上のことから、本件請求は法第２４２条の要件を満たさないものと判断する。